報道資料
平成19年10月4日
担当　市町村課財政G
内線2261

平成１８年度市町村普通会計決算見込

１．決算規模

決算規模は、引き続き減少傾向。交付税(臨財債含み)は３年連続減少。

歳入　**4，874億41百万円**　(前年度5，018億35百万円　対前年度比 ▲2．9%)

歳出　**4，796億54百万円**　(前年度4，957億46百万円　対前年度比 ▲3．2%)

・歳入総額は、7年連続減少。地方税は2年連続増加し、地方譲与税も増加したが、地方交付税と臨時財政対策債が16年度の大幅削減以降、3年連続減少。
・歳出総額は、3年連続減少。(15年度微増を除けば、歳入同様12年度以降減少)
退職金以外の人件費は減少したが、社会保障関係経費は増加。普通建設事業も大幅削減。

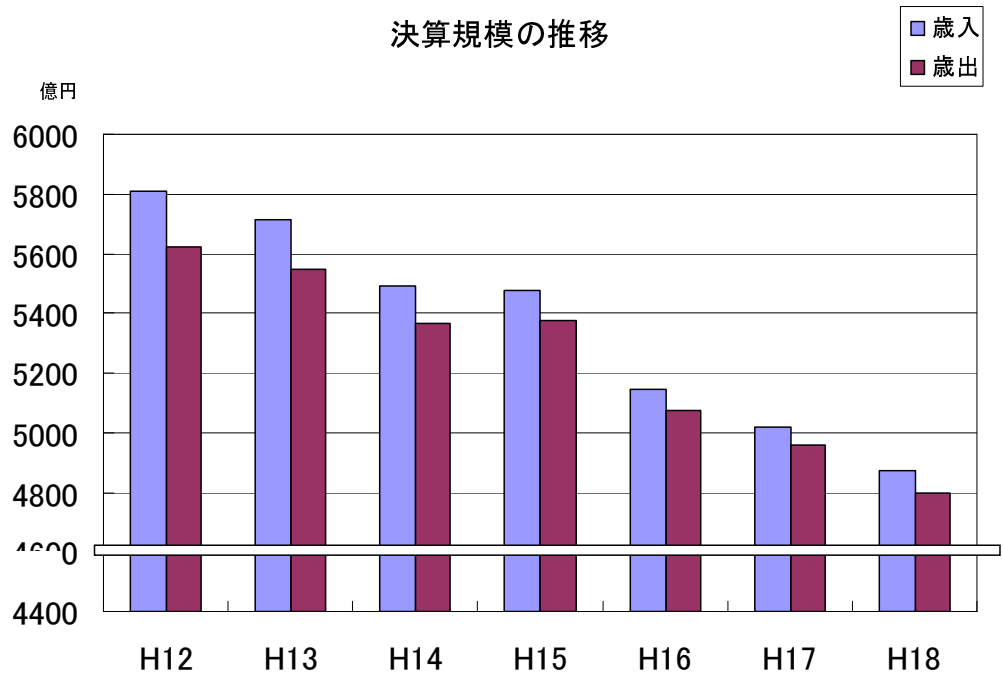

〈決算額の伸び率の推移〉

(単位：%)

年度	Ｈ１２	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
歳入	▲ 1.5	▲ 1.7	▲ 3.9	▲ 0.2	▲ 6.1	▲ 2.5	▲ 2.9
歳出	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 3.3	0.1	▲ 5.6	▲ 2.3	▲ 3.2

２．決算収支、赤字団体の状況

県全体の黒字は増加し赤字団体も減少したが、実態は変わっていない。

実質収支　　**51億57百万円**　　**（前年度22億70百万円　対前年度比　＋127.2%）**

・実質収支は大幅増加だが、奈良市の基金繰入れによる黒字※（＋22億9百万円）及び地方道路整備臨時交付金等の繰越時の取扱変更による黒字（＋950百万円）を除くと、ほぼ前年度同様。

【その他の指標】

形式収支	７，787百万円	**（対前年度比　＋27.9%）**
単年度収支	２，938百万円	**（対前年度比　＋532.1%、黒字に改善）**
実質単年度収支	２，041百万円	**（対前年度比　＋183.0%、黒字に改善）**

※奈良市は、⑱年度大幅な資金不足が見込まれたことから、それを補うため、基金の繰入れを当初予算計上した。しかし、歳出が予算を下回る執行となり、一方で繰入れを予算どおりに行ったため、大幅に黒字が増加した。

赤字団体　６団体（前年度　７団体）

・桜井市は、地方道路整備臨時交付金の取扱い変更により、黒字に改善。

〈平成18年度決算収支の概要〉

（単位：百万円、%）

	Ｈ１８	Ｈ１７	増減額	増減率
形式収支	7,787	6,088	1,699	27.9
翌年度繰越財源	2,630	3,818	▲ 1,188	▲ 31.1
実質収支	5,157	2,270	2,887	127.2
単年度収支	2,938	▲ 680	3,618	532.1
実質単年度収支	2,041	▲ 2,458	4,499	183.0

〈決算収支の推移〉

（単位：百万円）

	Ｈ１２	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
実質収支	11,240	8,543	7,441	7,065	3,441	2,270	5,157
単年度収支	1,662	▲ 2,696	▲ 1,102	▲ 398	▲ 3,461	▲ 680	2,938
実質単年度収支	5,154	▲ 2,899	▲ 1,402	824	▲ 5,997	▲ 2,458	2,041

○平成１８年度赤字団体（実質収支がマイナスの団体）　（単位：百万円）

	大和高田市	大和郡山市	御所市	平群町	高取町	上牧町
H17	▲ 1,110	▲ 330	▲ 1,173	▲ 251	▲ 50	▲ 443
H18	▲ 1,134	▲ 519	▲ 1,097	▲ 331	▲ 191	▲ 462
増減	▲ 24	▲ 189	76	▲ 80	▲ 141	▲ 19

○赤字団体の推移　（単位：百万円）

年　度	Ｈ１２	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８
赤字団体数	1	3	3	2	7	7	6
赤字額	▲ 515	▲ 960	▲ 1,143	▲ 1,560	▲ 3,406	▲ 3,767	▲ 3,733
増減額	232	▲ 445	▲ 183	▲ 417	▲ 1,846	▲ 361	34

地方道路整備臨時交付金等の取扱いの変更

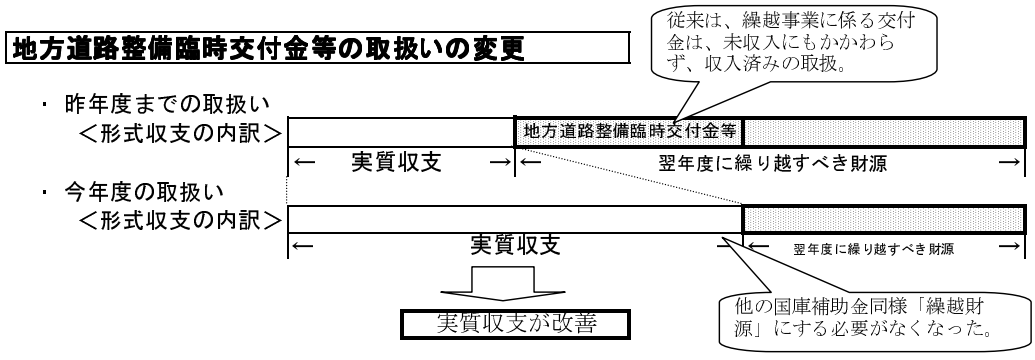

３．財政指標等

財政は硬直化が引き続き進行。

経常収支比率　　９７．９％（対前年度比　１．７ポイント増加、３年連続上昇）

・経常経費に関して、給与抑制・退職者不補充等により、人件費は大幅に減少したが、扶助費や老人保険医療会計・介護保険会計への繰出金等社会保障関係経費が増加。

〈経常収支比率の推移〉

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H18-H17増減
県内市町村	**87.0**	**90.1**	**91.9**	**91.7**	**95.9**	**96.2**	**97.9**	**1.7**
うち人件費	32.9	33.3	33.1	31.8	33.1	32.2	31.6	▲ 0.6
うち扶助費	4.1	4.4	4.8	5.5	6.1	6.6	7.5	0.9
うち公債費	20.3	20.9	21.8	22.5	23.5	23.6	23.9	0.3
うち繰出金	5.8	6.6	7.1	7.4	8.2	8.6	10.7	2.1
全国市町村	**83.0**	**84.6**	**87.4**	**87.4**	**90.5**	**90.2**	**90.3**	**0.1**

※　数値は全て加重平均

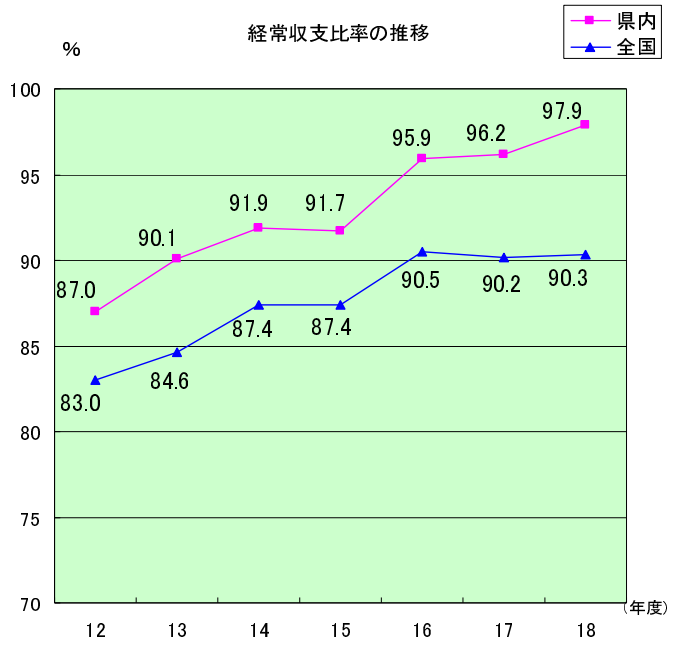

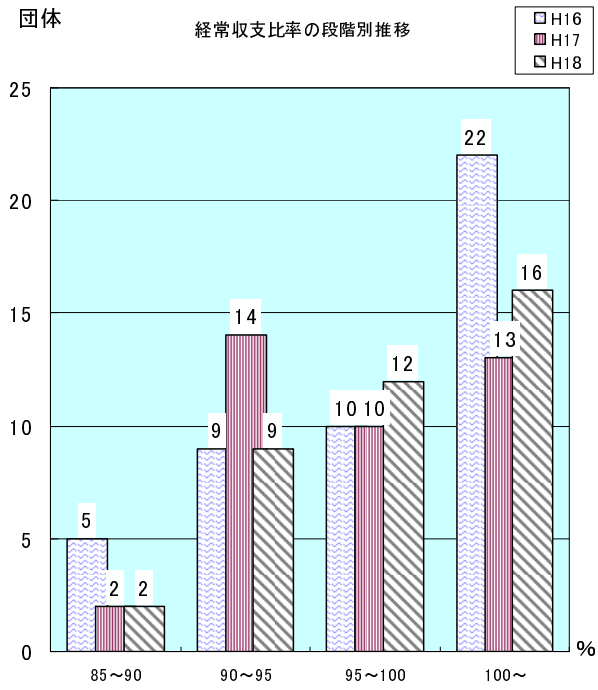

公債費（借金の返済）が市町村財政を圧迫。

起債制限比率　　１３．５％（対前年度比　０．３ポイント増加、４年連続上昇）

※数値は３カ年平均

・分子（市町村の元利償還金）→微減
　分母（標準財政規模（臨時財政対策債を含む））→減少
　分子の減少より分母の減少が大きいため、比率は上昇。

実質公債費比率　　１６．９％（対前年度比　０．７ポイント増加）

※数値は３カ年平均

・起債の許可団体となる１８％以上の団体は、１８団体。（昨年度同数）
　⇒市町村数に占める許可団体の割合は４６．２％で、全国ワースト１０位。（昨年度ワースト５位）
・うち、一部起債制限がかかる２５％以上の団体は、２団体。（昨年度同数）

○起債制限比率

（%）

	Ｈ１２	Ｈ１３	Ｈ１４	Ｈ１５	Ｈ１６	Ｈ１７	Ｈ１８	H18-H17増減
県内市町村	12.0	11.7	11.6	11.8	12.4	13.2	13.5	0.3
全国市町村	10.9	10.9	10.9	11.0	11.2	11.4	11.3	▲ 0.1

※　数字は全て加重平均

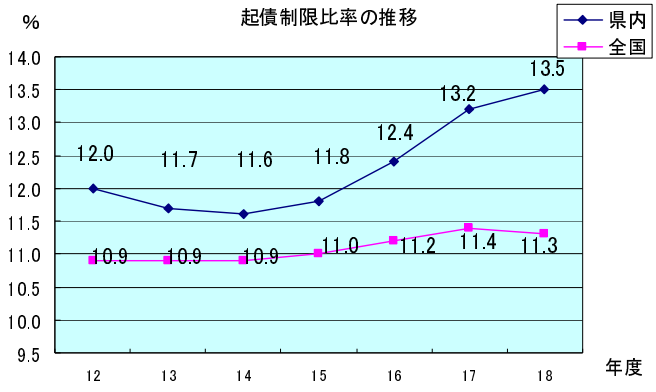

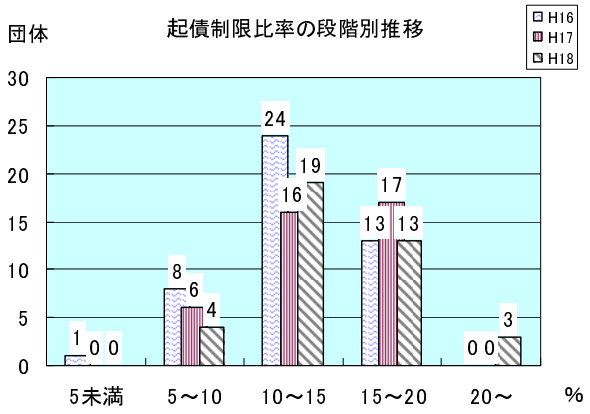

○実質公債費比率

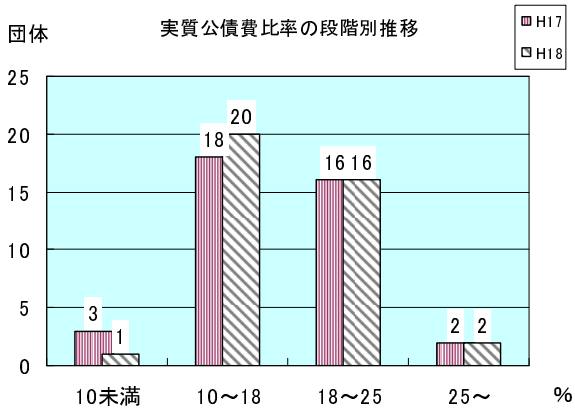

借金が貯金の８倍。住民１人当たり約５０万円。

地方債残高　　７，１９３億円（対前年度比　２．１%減）

・３年連続減少し、前年に比べ2.1%減少したが、依然高水準で推移。

積立金残高　　９０８億円（対前年度比　１．３%減、７年連続減少）

・借金＜地方債残高＞は減少したものの貯金＜積立金残高＞も減少しており、借金が貯金の８倍。

・県全体では微減だが、３９団体中２８団体で、対前年度マイナス。

○積立金・地方債

（百万円）

	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18
積立金	135,776	129,463	123,474	113,719	101,777	91,967	90,767
地方債	704,655	718,660	735,459	775,500	746,364	735,039	719,318

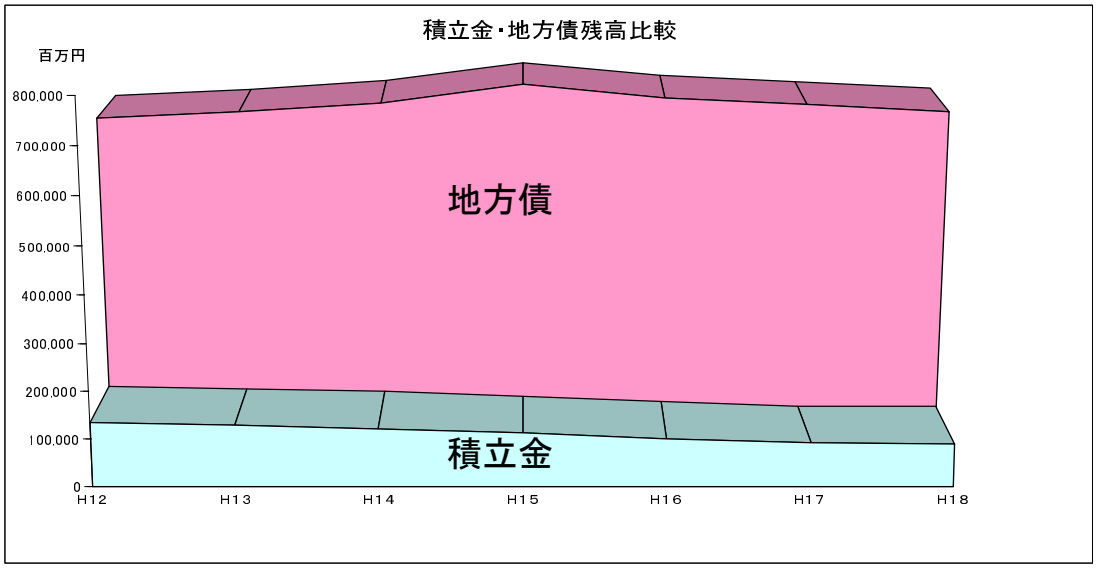

□住民一人当たり（平成１９年３月３１日現在住基人口）では、積立金残高が６万４千円なのに対し、地方債残高は５０万５千円となる。

４．まとめ

歳出は、退職金や社会保障関係経費が増加し、公債費が高水準で推移する中、行革努力により人件費（退職金除き）や普通建設事業の削減等で、微減。
しかし、歳入は引き続き地方交付税（臨財債含み）が削減されたため、収支の大幅改善には至っていない

★基金に頼った財政運営は続いており、依然厳しい状況から脱していない

[用語説明]

・普通会計　　地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計

・形式収支　　歳入決算総額から歳出決算総額を差し引いた歳入歳出差引額

・実質収支　　当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額を見るもので、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を控除した額

・単年度収支　　実質収支は前年度以前からの収支の累積であるので、その影響を控除した単年度の収支のこと。具体的には、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額。

・実質単年度収支　単年度収支から、実質的な黒字要素（財政調整基金への積立額及び地方債の繰上償還額）を加え、赤字要素（財政調整基金の取崩額）を差し引いた額。

・経常収支比率

経常収支比率は、当該団体の財政構造の弾力性を測定する比率として使われ、算式で示せば次のとおりである。

$$\text{経常収支比率(\%)} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源}} \times 100$$

歳出総額を経常的経費と臨時的経費に区分し、人件費、扶助費、公債費等の縮減することが困難な義務的性格の経常的経費に、市町村税、地方交付税を中心とする経常的に収入される一般財源がどの程度の割合で充当されているかを示す指標である。比率が低いほど経常的経費に充当した後の経常一般財源の残額が大きいということになり、建設事業等の臨時の財政需要に対して余裕を持つことができ、財政構造に弾力性があるといえる。

なお、本報道資料には、平成１３～１８年度の比率については減税補てん債及び臨時財政対策債の発行額を、平成１０～１２年度の比率については減税補てん債の発行額を経常一般財源に加えた場合の比率を掲載している。

・起債制限比率

当該団体の標準的な一般財源に対する地方債元利償還金の割合（普通交付税の公債費措置分及び普通交付税の算定で事業費補正により基準財政需要額に算入された額を除く）を示す指標である（３ヶ年平均）。公債費は、義務的経費の中でも特に弾力性に欠ける経費であり、起債制限比率が高いと投資的経費に充当できる一般財源の余地が少なくなるといえる。

算式は次のとおりである。

$$\text{起債制限比率（\%）} = \frac{\text{A} - (\text{B} + \text{C} + \text{E} + \text{G})}{(\text{D} + \text{F}) - (\text{C} + \text{E} + \text{G})} \times 100$$

A　①元利償還金（公営企業債分及び繰上償還分を除く）
　　＋
　②公債費に準ずる債務負担行為に係る支出
　（施設整備費、用地取得費に相当するものに限る）
　　＋
　③五省協定・負担金等における債務負担行為に係る支出

B　Aに充てられた特定財源
C　普通交付税の算定において災害復旧費等として基準財政需要額に算入された公債費
D　標準財政規模
E　普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
　（普通会計に属する地方債に係るものに限る）
F　臨時財政対策債発行可能額
G　事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費に準ずる債務負担行為に係る支出

・実質公債費比率

平成１８年度から地方債協議制度への移行に伴い導入された新しい財政指標であり、一般財源に占める元利償還金及び元利償還金に準じる経費への充当額の割合である（３ヵ年平均）。
算式は次のとおり。

$$\text{実質公債費比率（\%）} = \frac{（\ A\ +\ B\ ）-\ （\ C\ +\ D\ ）}{E\ +\ F\ -\ D} \times\ 100$$

Ａ　地方債の元利償還金（公営企業分、繰上償還等を除く）
Ｂ　地方債の元利償還金に準ずるもの（「準元利償還金」）
Ｃ　元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源
Ｄ　地方債に係る元利償還に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「歳入公債費の額」）及び準元利償還金に要する経費として普通交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入された額（「算入準公債費の額」）
Ｅ　標準財政規模（「標準的な規模の収入の額」）
Ｆ　臨時財政対策債発行可能額